



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

愛媛労働局一般公示第3号

愛媛地方最低賃金審議会は、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、愛媛県の区域内で、パルプ、紙製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業若しくは船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年8月22日までに、愛媛地方最低賃金審議会（松山市若草町4番地3 愛媛労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月1日

愛媛労働局長 常盤 剛史